

Well City ウェルシティ

会員利用規約

第1条(適用範囲)

本規約は、有限会社 紅葉(以下「当社」という)が運営するウェルネスジム「WellCity ウェルシティ」及び付随するサービス(以下「本サービス」という)の利用に関して適用されるものとします。

第2条(会員規約の適用)

本サービス入会により自動的に会員資格を得るものとします。

第3条(会員制度)

1. 本サービスは当社が入会を承諾した会員のみが利用できるものとします。
2. 本サービスの利用を希望するときは、本規約を承諾し、本サービス提供施設に所定の入会申込書・誓約書等(WEB上の申込み等、電磁媒体や電子媒体等を用いた記録の場合を含む、以下「入会申込書等」とする)を提出し、利用契約等の契約を締結し合意を得たものとします。
3. 会員は入会時に入会金および入会に伴う諸費用を支払うものとします。
4. 会員は、利用する施設内の諸規則や、当社及び施設が定める全ての規則を遵守しなければなりません。

第4条(会員資格条件)

本会の会員は次の各号のいずれかに該当する方は、本サービスに入会することはできません。

- ① 本規約の各事項や施設の諸規約を遵守できない方
- ② 入会申込書等に記載された、同一人物と確認できない方
- ③ 過去または現在において暴力団または反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と判断した方
- ④ 日常生活において、機能障害がある方で介助が必要な方
- ⑤ 伝染病やその他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病や疾患がある方
- ⑥ 医師などにより運動を禁じられている方
- ⑦ 妊娠されている方

⑧ その他、施設運営の妨げや、他社に支障きたす者や、本会が不適切であると判断した場合は入会できません

第5条(入会、会費等の諸費用)

1. 入会金の支払いは、原則前払いとします。

会員は、入会金を所定の方法で納入しなければなりません。入会金の有効期限は退会時とし、一旦納入した入会金は理由の如何を問わず返却致しません。

2. 会員は会費等を当社所定の方法で支払うものとします。

支払い時期は原則前払いとなります。

3. 会員の月会費の支払い方法はクレジットカード、もしくは銀行口座振替による自動引落としとなります。登録は当社所定の申込みサイトからとなります。

4. 入会時は入会当月分の月会費(日割り計算)、及び翌月分の月会費の徴収となります。

5. 会員は入会期間中、施設利用の回数にかかわらず、毎月の月会費の納入義務が発生します。

6. 当社は、事前に会員に告知することにより会費等の改定を行うことができます。

7. 会員が会費等、その他の債務を支払い期日を過ぎても履行しない場合は、当社が会員に対し、未払いの費用等について、その他の債務と一括して当社が指定する支払い方法を求めることができるものとする。その際の必要な振込手数料やその他諸費用は当該会員の負担とします。

第6条(入退館用の会員QRコード)

1. 当社は会員に対し入退館用の会員QRコードを交付します

2. 会員は本サービス利用にあたり、交付された入退館用の会員QRコードを提示し入退館できるものとする。会員本人が携帯していない場合は本サービスを利用することはできません。

3. 入退館用の会員QRコードは交付された会員本人のみであり、他の者への貸与、譲渡などはできません。

4. 本サービス利用時は、施設内の所定箇所に設置されたデバイス(iPad)にて、交付された入退館用の会員QRコードで入退館処理をしてください。

第7条(遵守事項)

1. 会員は、本規約に別途定める他、以下の事項において遵守、責任を負うものとします。

(1)本サービスの利用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、当社および利用店舗の説明並びにスタッフの指示に従わなければなりません。

(2)本サービスはマシン及びトレーニングスペース等の提供を目的としており、マンツーマン指導でのパーソナルトレーニングではありません。

(3)本サービスでは施設の運営の向上、または新規のトレーニング方法の研究・模索のため、スタッフ一同も会員またはビジターと一緒にトレーニングする空間となります。

(4)本サービスはフリースペースの提供であるため、スタッフアワー(スタッフ受付時間)やノースタッフデーを設けております。

(5)本サービスの店舗が定める以下の禁止事項を含むドレスコードを遵守します。

- ① 施設または器具を傷つける可能性のある衣服、履物、服飾品または装飾品
- ② 上半身あるいは下半身裸、裸足、下着のみ、またはそれに準じる格好
- ③ スパイクシューズやヒールが高い靴、サンダル、または滑りやすい靴など、トレーニングにふさわしくない履物、その他、各店舗がふさわしくないと判断した服装、履物、服飾品または装飾品

(6)施設内外において以下の行為及び、他の会員、ビジター、スタッフ、または施設の運営に影響する行為は禁止されます。

- ① 施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力等の依頼行為、署名活動
- ② 刃物などの危険物や他者または施設、器具を傷つける可能性のある物品の施設内への持ち込み
- ③ 正当な理由なく他者の所持品に触れること
- ④ 他の会員またはビジターに対し、パーソナルトレーニング、またはそれに準ずるとみられる活動を行うこと
- ⑤ 本規約に基づき当施設クラブの利用を認められていない者を同伴させること
- ⑥ タトゥー(タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含む)を露出させること
- ⑦ 物を投げる、壊す、叩く等、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為
- ⑧ 大声、奇声を発する行為、他の会員もしくはスタッフに対する暴力行為、行く手を塞ぐ等の威嚇行為または迷惑行為
- ⑨ 他の会員、ビジター、スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為
- ⑩ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為
- ⑪ 酒気を帯びての入館
- ⑫ 他の会員の利用を妨げる行為
- ⑬ 未成年者が深夜に当施設を利用すること(利用禁止時間は各都道府県の条例に従う)
- ⑭ 施設の秩序を乱し、またはその名誉、信用あるいは品位を傷付けること

(7)会員は、常に健康管理に留意し、急性疾患等の事故について自己責任において対処します。

(8)本サービスの利用における傷害は、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は責任を負いません。

(9)会員は、更衣室ロッカー・個人ロッカーを含む施設内において、所有物は自己責任において管理するものとします。

なお、個人所有物の紛失、損害等のトラブルについては、自己責任において対処するものとします。

(10) 会員は、本施設の什器・備品を故意または過失により毀損・紛失した場合は、修理復旧に関わる費用の一切を会員、またはその親権者が負担するものとします。

第8条(利用の禁止および強制退会)

1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する会員につき、本サービスの利用禁止または強制退会を命じることができます。

- (1) 本規約および当社の定める諸規則を遵守しない方
- (2) 当社または施設において、入会資格を欠いていると判断した方
または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった方
- (3) 体調不良、アルコールや薬物使用等により正常な施設利用ができないと判断した方
- (4) 著しく不潔な身体または服装により、他の会員等の第三者が不快に感じると判断した方
- (5) 当社の承諾なく入退館用 QR コードを提示せずに入館した方
- (6) 本規約に基づき、当施設の利用を認められていない者を同伴させた方
- (7) 自己都合により利用日にあたる月の会費等の全部もしくは一部を支払っていない方
- (8) 他の会員やスタッフに対し、暴力的な言動、性的な言動、誹謗中傷や嫌がらせ、プライバシーを侵害する行為及びその他の迷惑行為を行った方
- (9) 施設の什器、備品を故意またはルールを無視した使用により毀損、故障させた方
- (10) 他の会員や施設の運営に著しく損害が出る行為をした方
- (11) 上記の他、当社または店舗において入館の禁止または退場を命じることが適切であると判断した方

第9条(休会および復会)

1. 会員は施設に来店し、所定の「休会届」の記入による手続きを行うことで、月単位(3ヵ月まで)で休会することができます。

電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2. 休会手続は、休会希望月の前月10日までにを行うものとし、翌月の1日より休会扱いとします。

休会希望月の11日以降に休会手続きをされた場合は、翌々月の1日より休会扱いとなります。

例) 2月1日より休会希望⇒1月10日までに休会手続きを完了。

3. 休会届記載の終了日経過後は復会扱いとなり、通常の会費等を支払うものとします。なお、休会期間終了前に利用再開を希望する場合は、施設に申し出、承認を受けることにより再開することができます。この時、再開した日から会費等が発生するものとし、復会月の会費は日割り計算とします。

4. 所定の休会手続がなされていない場合、毎月自動的に会費が引き落とされます。

また、入会金・月会費の返金は致しません。

5. 休会手続きを実施する月の月末までを締め日としますので、手続きスタートの日(1 日)からの月会費の日割り計算は致しません。

第10条(退会)

1. 会員は施設に来店し、所定の「退会届」の記入による手続きを行うことで、月末をもって退会することができます。

電話、電子メール、ファックス等による申し出は受け付けられません。

2. 退会手続きは、各月 10 日までにを行うものとし、当該月の末日をもって退会することができます。各月の 11 日以降に退会手続きがとられた場合は、翌月の末日をもって退会 扱いとなります。

3. 本条の退会手続きが完了しない場合は在籍となりますので、施設のご利用がなくても 通常の会費等が発生します。

4. 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1. 項の退会届の提出までに完納しなければなりません。

5. 退会手続きを実施する月の月末までを締め日としますので、手続きスタートの日(1 日)からの月会費の日割り計算は致しません。

第11条(届出等)

1. 会員は、入会申込書等に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更の届出をしなければなりません。

2. 会員は、会員区分の変更が必要な場合、各月 10 日までに申し出るにより、翌月から会員区分を変更する事ができます。

なお、小中高生は卒業月(中途退学月)の末日までを有効とし、資格喪失した際には早急に届けなければなりません。

3. 会員区分変更の申し出が無いまま利用を続けた場合は、資格喪失月まで遡って未精算額を請求いたします。

※定期的に学生証等の提示をお願いする場合がございます。

4. 本サービス提供施設および当社から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった最新の住所またはメールアドレス等あてに行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

第12条(除名)

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該会員資格を一時停止または除名することができます。

(1)本規約および当社の定める規則に違反およびスタッフの指示に従わなかった場合。

(2)施設内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、施設運営に影響が生じうると判断されるとき。

(3)本施設において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき。

または入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき。

(4)第5条に定める方法で会費等を支払わなかった場合。利用月の前月末までに会費等を支払った場合はこの限りではありません。

(5)施設の備品、設備を故意に破損した場合。

(6)連絡なく3カ月以上の会費を滞納し、施設を利用しなかった場合。

(7)当社および施設の名誉・信頼の毀損、または秩序を乱した場合。

(8)その他、会員として品位を損なうと認められる行為があった場合。

(9)法定伝染病等、他の会員に影響を及ぼす病気、障害などにかかった時。

(10)その他前各号に準ずる場合。

2. 除名となった会員は、その時から当施設「WellCity ウェルシティ」を使用することができません。

3. 除名となった会員に対して当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。

4. 除名となった会員は、将来にわたり期間の定めなく全ての「WellCity ウェルシティ」への入会はできません。

第13条(資格喪失)

1. 会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

(1)退会・除名

(2)死亡および失踪宣言を受けたとき

(3)施設を閉鎖したとき

第14条(施設の利用制限)

1. 当社は、次の理由により各施設の全部または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当社が別に定める場合を除き、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはなく、会員に対し、特別の補償は行いません。

(1)気象・災害等により会員にその災害が及ぶと各施設が判断し、営業が困難と認めたとき。

(2)施設、設備の点検、補修または改修をするとき。

(3)法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

(4)その他当社が休業を必要と認めるとき。

2. 前項の場合、事前にその旨を各施設または、WellCity ウェルシティのホームページ等にて告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第15条(賠償責任)

1. 施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社の責めに帰すべき事由が無い限り、一切の責任を負いません。
2. 会員またはビジターは、自己の責に帰すべき原因により、施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

第16条(本規約、その他規則等の改定)

当規約および当社が定める諸規則、諸料金は当社が必要と定めた場合、改定することがあります。その効力は最新の改定日または諸規則に別途効力発生日を定めた場合には、当該効力発生日をもって全ての会員に適用されます。

【 附則 】

本規約は2025年4月1日より発効します。